

【新制度】技適未取得機器を用いた実験等の特例制度

- 電波法に定める技術基準に相当する技術基準（国際的な標準規格等）を満たす等の一定の条件の下、技術基準適合証明等（技適）を取得しなくても、届出※¹により、最長180日間、Wi-Fi等※²を用いて新サービスの実験等を行うことができるようになりました。【11月20日に電波法の改正法が施行】

※1 届出内容：氏名・住所等の連絡先／実験等の目的／無線設備の規格／設置場所／運用開始予定日／相当基準適合の確認方法等

※2 ①Wi-Fi、Bluetoothなどの、技適を取得していれば免許不要となる規格・周波数帯について、条件に適合すれば届出により実験等が可能。

②LTE等の携帯電話等に係る規格について、携帯電話事業者が必要な許可を取得していれば、携帯電話事業者との契約により実験等が可能。

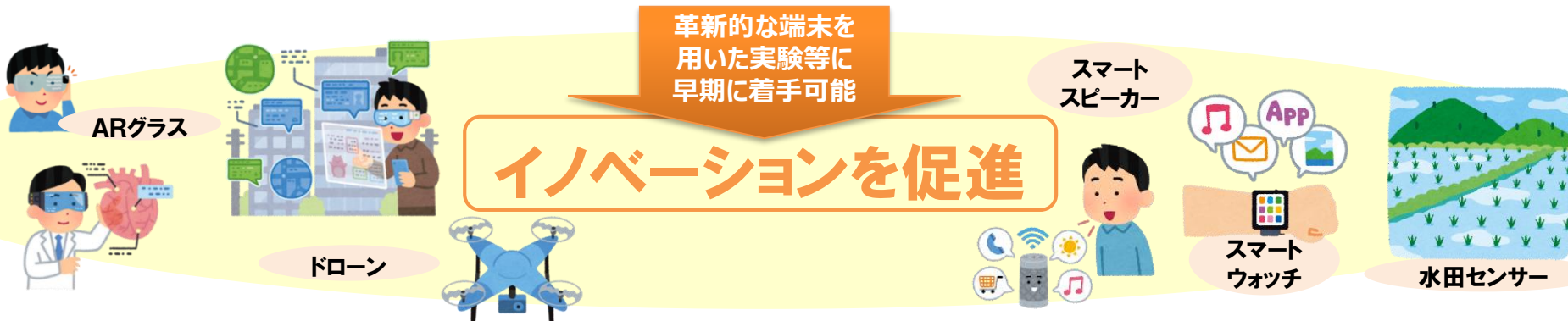
今後のスケジュール：現在、書面での届出による先行運用を実施中、2020年春頃に本格運用（Web届出）開始見込み

特例により
可能となる
実験等の例

日本で未販売のスマートフォンを用いた、アプリの開発・保守のための実験等

日本で未販売の無線設備を用いたICTサービスについて日本での市場性を評価するための実験等

新製品開発の参考とするために、日本で未販売のスマートフォンやセンサー等を用いて行う実験等



対象規格・手続はこちらから



本制度案内ページ：<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/exp-sp/index.htm>

お問い合わせはこちら：exp_sp_desk@soumu.go.jp（総務省 技適未取得機器実験等特例担当）



特例制度の仕組み

- Wi-FiやBluetoothなどの無線機器を使うには、原則、技適マークが必要です。
- ただし、特例制度を使えば、実験・試験・調査を行う専門家が、自己責任で無線機器を使用することができます。
- 対象規格・周波数・出力は、技適を取得していれば免許不要になる範囲から定められています。

【注意！】5.8GHz帯のWi-Fi等、日本で使用できない周波数・出力等は対象外です。

対象規格と 規格適合の確認方法

「対象規格」

Wi-Fi, Bluetooth, Zigbee,
LoRa, Sigfox, Z-Wave,
Wi-Sun, ELTRES, sXGP,
WiGig, ミリ波レーダー

① 外国の認証を受けた市販品を利用する場合

マニュアル等の
記載で確認



IEEE802.11ac
Bluetooth 5.1…
+
FCC ID:
XXX-XXXXX

② 端末を開発するメーカーが自分で利用する場合

無線従事者※が確認



IEEE802.11ac
Bluetooth 5.1…
+ 電波法の技術基準

※一定以上の上位資格に限る。

- 総務大臣に届出を行うことで、最長180日、実験・試験・調査が可能となります。
- 廃止（利用終了）時、変更時には、届出が必要です。運用中・廃止後は管理措置の義務があります。

特例の手続 (Wi-Fi等の場合)

案内or表示などの管理措置義務、変更時の届出義務

機器の回収などの管理措置義務

